

新築住宅の固定資産税の減額制度について ～認定長期優良住宅～

認定長期優良住宅を新築した時、固定資産税の減額期間が一般住宅と比べて延長されます。
制度の適用を受けるためには申告が必要です。

【減額の対象となる住宅】

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅※

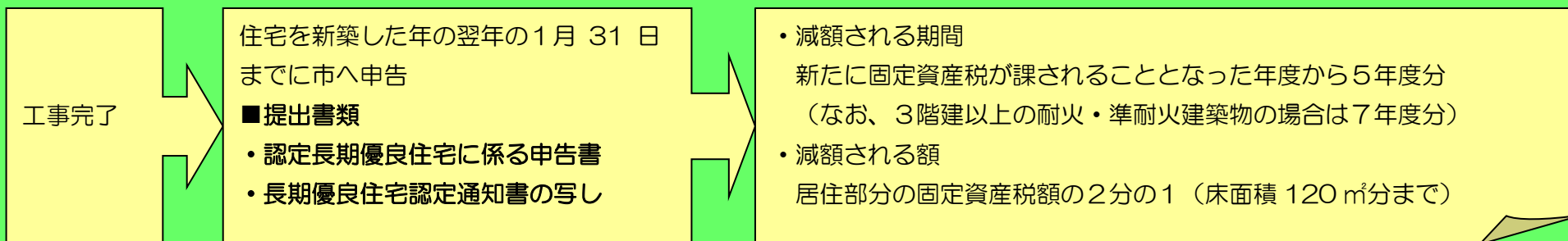
※住宅を建築する前に、「長期優良住宅建築等計画」を作成し、所管行政庁(神奈川県)の認定を受ける必要があります。

○専用住宅や、併用住宅であること(併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます)

○床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上 280 ㎡以下であること

◆地方税法に規定するその他の減額制度等との併用はできません。

【手続きの流れ】



問合せ先 逗子市総務部課税課資産税係 046-873-1111(代)

参 考 * * * * *

認定長期優良住宅の認定に関する問合せ先

神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課建築指導グループ 電話 045-210-6242